

ぐんま版消費者教育教材 (特別支援学校高等部向け)

11 相談事例 ⑦アポイントメント商法

群馬県 生活こども部 消費生活課

令和7年3月改訂

しょうひしゃ
消費者トラブル

しょうほう
アポイントメント商法



おも そうだん
主な相談

しょうほう あ
●アポイントメント商法 ⇒ 「会いませんか？」
じっさい あ たか しょうひん けいやく
実際に会ったり、ついていくと高い商品・サービスを契約させられる

げんいん
原因

かえ しょうきょう
●帰りにくい状況

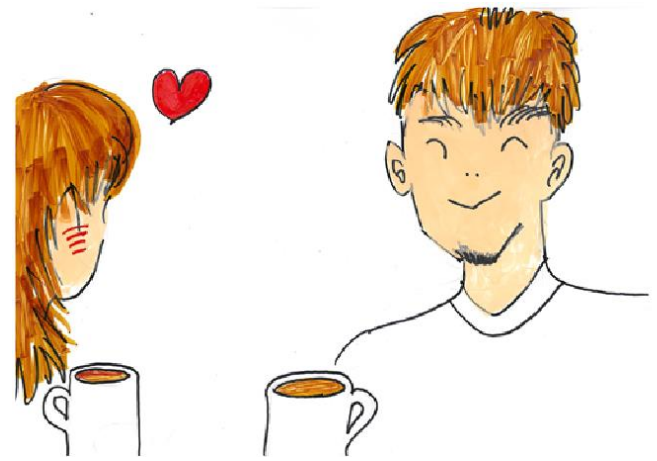
かね く
●お金がない ⇒ ローンを組まされる

ア ド バ イ ス

し ひと あ
●知らない人に会わない・ついていかない
ば けいやく
●その場ですぐに契約しない。

ようか かん いない
8日間以内なら
クーリング・オフができる

しょうほう アポイントメント商法



しょうほう
アポイントメント商法とは…

えすえぬえす
SNS・マッチングアプリ・出会い系サイトで知り合っ
ひと
た人から、ファミレスなどに呼び出され、契約しないと
かえ しょうきよう こうがく けい やく しょうほう
帰れない状況にして、高額な契約をさせる商法。

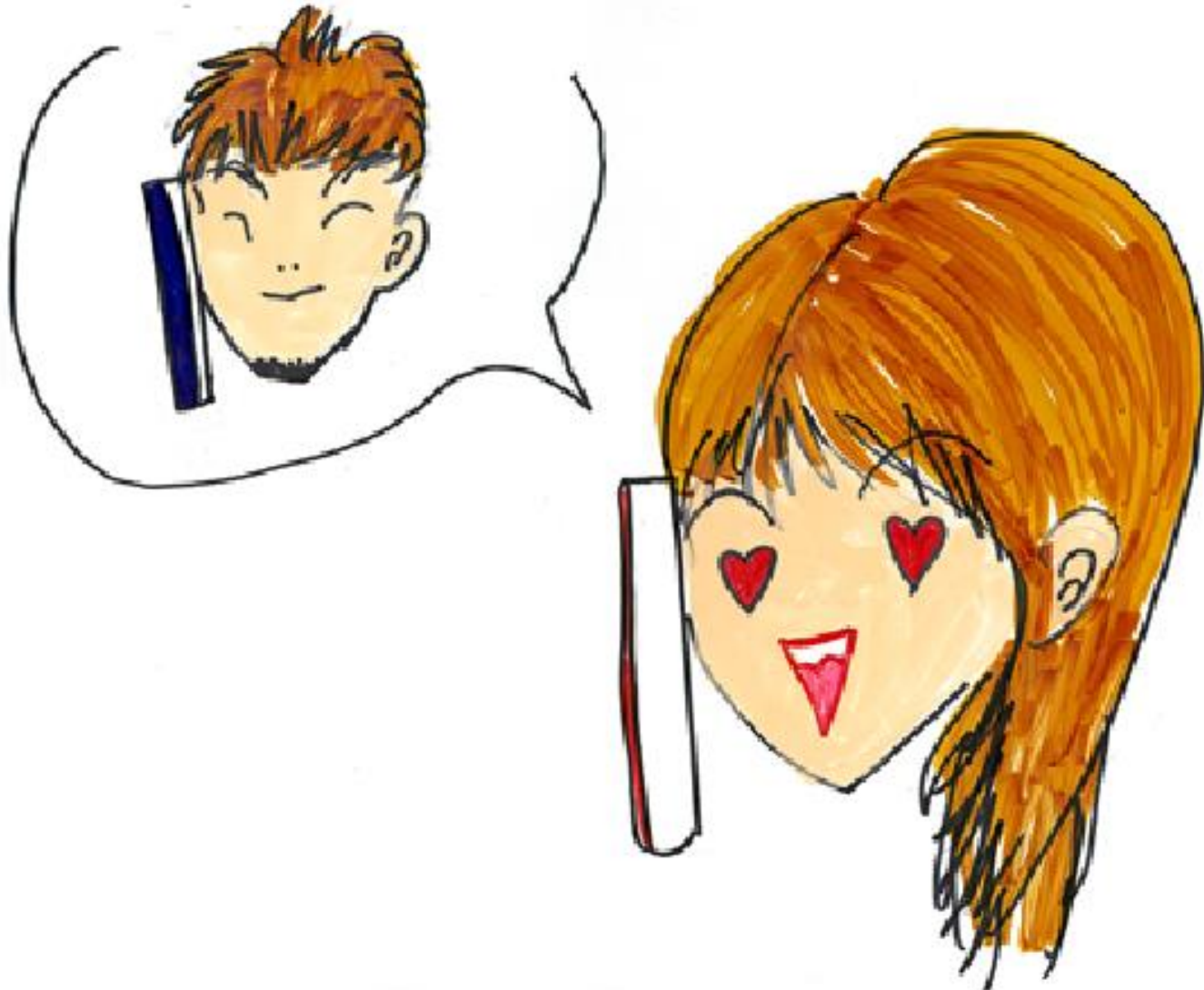
さそ おも なか よ
デートに誘われたと思わせ、仲良くなって、
ことわ しょうたい しゃっきん ほう せき
断りづらい状態にして、借金させて宝石などを
か しょうほう
買わせるデート商法のトラブルもある。

かくにん

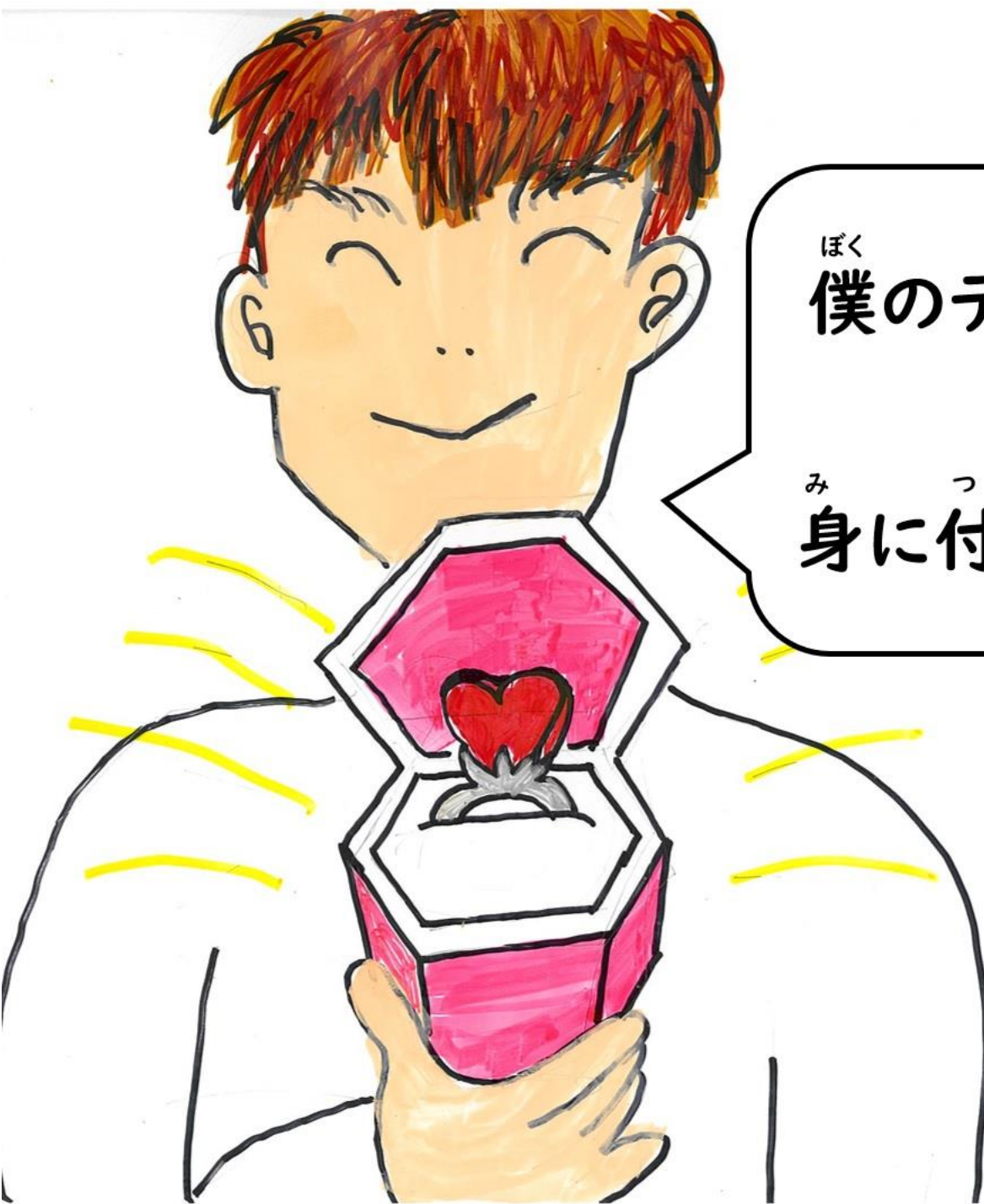
ロールプレイで確認しよう

しょうほう

アポイントメント商法のトラブル







ぼく
僕のデザインしたリング
きみ
君にいつも
み つ ほ
身に付けていて欲しいな

か かね
借りた金
はや かえ
早く返せ



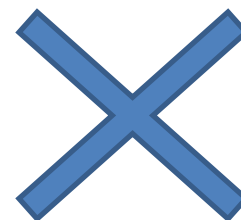
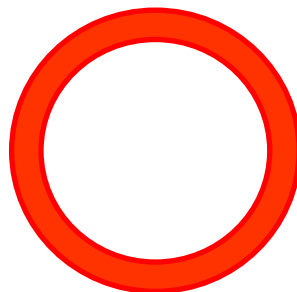
でんわ
この電話は
げん ざい つか
現在使われて
おりません…



しょうひしゃりよく

消費者カクイズ!

で あい けい し あ とも だち さそ
出会い系サイトで知り合った友達に誘われて
あ
会ったら、あなたのためにデザインした
とく べつ か かく はん ばい
アクセサリーを特別価格で販売すると
き い せい とも だち かんゆう
いわれた。気になる異性の友達から勧誘
こと けい やく
されたので、断れないので契約する?



せいかい

正解は



で あ けい

● 出会い系サイトやマッチングアプリで知り合っ

ひと

はなし

よ

だ

た人から「いい話がある」と呼び出されても

で

出かけてはいけません。

じ む しょ

い

こう がく

しょうひん

● 事務所まで行ってしまうと、高額な商品の

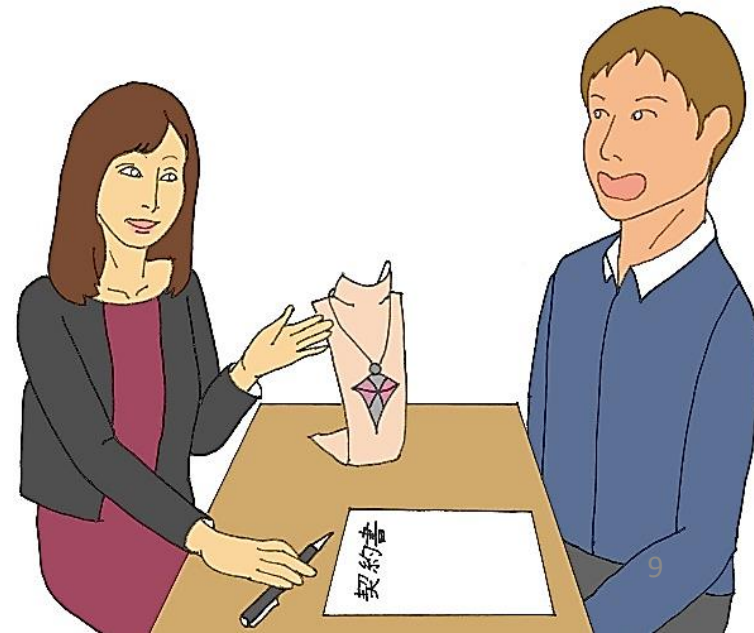
かんゆう

けいやく

勧誘をされて、契約するまで

かえ

帰れなくなるかもしれません。



しょうほう アポイントメント商法のトラブル

- アポイントメント商法は商品しょう ほうを売るために
あ せつめい よ だ
会あうと説明せつめいしないで、呼び出よ だします。
えすえぬえす し あ ひと あ
SNSなどで知り合しった人あと会ひとうときは
ち ゆ う い
注意ち ゆ う いしましょう。

- デート商法しょうほうの相手あ い てがみせる“好き”すという
き も しょうひん う ほうほう
気持き もちは商品しょうひんを売るための方法ほうほう。
あいて か
「相手あいてのために買かってあげたい」という
き も り よ う ことわ
気持き もちを利用して、断り よ うりにくくします。
ことわ

アポイントメント商法被害にあわないために

とくべつ

- 「あなただけ特別！」といわれても

けい やく

契約しない。

しゃっきん

けい やく

- 借金をしてまで契約をしない。

えすえぬえす

し

あ

ひと

こ じん

じょうほう

おし

- SNSなどで知り合った人に個人情報はお教えしない。

しょうほう

- アポイントメント商法は

クーリング・オフできます。

けいやくしょめん

う

と

ひ

ふく

にちかん

【契約書面を受け取った日を含め8日間】

クーリング・オフ制度^{せい ど}

人が訪ねて来たり、電話がかかってきたりして、

突然、買うことをすすめられて契約した場合、

一定の期間内であれば、消費者が書面やメールを送る
ことで一方的に申込みや契約をやめられます。

クーリング・オフ



消費者庁イラスト集より

クーリングオフのはがきの書き方例	
郵便はがき □□□-□□□□ 販売店の住所 販売店名 代表者 様	契約解除通知 契約日 商品名 販売店名 金額 上記日付の申込みは撤回し契約を解除します。 ◎◎年◎月◎日 住所 名前

クーリング・オフ通知

契約者名 _____

契約年月日 ○○○○年○月○日

商品名 _____

契約金額 _____ 円

販売会社 ××××株式会社

信販会社 株式会社△△△

上記日付の申込みは撤回し
契約は解除します。

○○○○年○月○日

しょう ほう ひ がい

アポイントメント商法被害にあわないために

けい やく

契約をしたときは、

けい やく しょ かみ

契約書は紙でもらおう！

ほ ご しゃ し えん

保護者や支援してくれる人に

ひと

かみ けい やく しょ み

紙の契約書を見てもらおう！



こま

『どうしよう!』 困ったときは

しょうひ せいかつ

そうだん

消費生活センターに相談しよう



ぐん ま けん しょう ひ せいかつ

群馬県消費生活センター

☎027-223-3001

○月～金曜日：9時～16時30分（電話・来所）※来所は予約制

○土曜日：9時～12時／13時～16時30分（電話のみ）



【解説】

11 相談事例⑦ アポイントメント商法

①2～3頁 「アポイントメント商法とは」

アポイントメント商法は、デート商法ともいいます。SNSやマッチングアプリで、知り合った相手をデートに誘う振りをして高額な商品を買わせます。本人が気付くまでに、アクセサリー、腕時計、洋服、絵画等を次々と契約させて、クーリング・オフさせないように恋人関係を演出します。

本人が勧誘者に好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら、契約しなければ関係が破綻する旨を明示・暗示に告げて契約させることは、消費者契約法では「好意の感情の不当な利用」として取消の対象となります(消費者契約法4条3項6号)。

②11～12頁 「クーリング・オフ」

アポイントメント商法やキャッチセールスは特定商取引法では訪問販売に含まれるため、クーリング・オフの対象になります。クーリング・オフ期間は契約書面を受け取った日を含めて8日間ですが、勧誘に問題があった場合や契約書面に不備がある場合などは対応できる可能性もあるので、期間を過ぎても、あきらめずに消費生活センターに相談してください。

デート商法では、クーリング・オフをさせないためにクーリング・オフ期間が経過するまで恋人のように振る舞うというケースもあります。ただし、クーリング・オフ行使が妨害されているといえる場合にはクーリング・オフ期間の8日間を経過してもクーリング・オフの行使が可能なきときもありますので、消費生活センターに相談をしてみましょう。

②11～12頁 「クーリング・オフ」のつづき

個別クレジットを利用して契約した場合には、販売業者と個別クレジット業者に同時にクーリング・オフ通知を出す必要があります。個別クレジット業者に対して、クーリング・オフ通知をした場合、売買契約についても同時に解除されたものとみなす規定(割賦販売法35条の3の10第5項、35条の3の11第7項)があるためです。

なお、販売業者にクーリング・オフ通知を出しただけでは、クレジット契約は解除されないことに注意が必要です。(通知しないとクレジット業者からの請求が続くことになります。)

③12頁 「メールを送る」

「クーリング・オフ通知が電子メールやSNSなどでも可能となりました」

令和3年度の特定商取引法の改正により令和4年6月1日より、クーリング・オフ通知が書面だけではなく、電磁的記録(電子メール、業者がウェブサイトにしたクーリング・オフ専用フォーム、SNS、FAXなど)での通知が可能となりました。その際、業者が契約書面などで電磁的方法によるクーリングオフの方法を特定している場合には、業者が認識しやすいようにその方法で行うのがいいでしょう。クーリング・オフは電磁的記録を発信したときに効力を生じます。

クーリング・オフについては本教材「4 クーリング・オフ」を参照してください。

④13頁 「契約書面は紙でもらおう！」

特定商取引法が改正され、令和5年6月1日以降、消費者が事前に承諾した場合、連鎖販売取引では、契約書面、概要書面の電子交付が可能となりました。また、電子交付の承諾を得たことを証する書類も例外的に電磁的方法により提供可能です。

契約書面の電子交付の方法とは、①メール等でのデータの送信による方法。②事業者のウェブサイト等に掲載し、消費者が閲覧出来るようにする方法。③USBフラッシュドライブ、CD-Rなどの記録媒体にデータを保存し、同媒体を交付する方法です。

契約書面の電子交付を希望しない消費者に対して、電子交付の手続きを勧める行為や電子交付ではなく紙の書面の交付をするのに費用を徴収したり、電子交付を選択した消費者にキャッシュバックすること等は禁止行為として規定されました。

契約書が紙ではなく、メール等で電子交付された場合、契約した本人が「契約した」と実感が持てなかったり、契約したことを保護者や家族が気付かない可能性が高くなることを心配しています。

契約書面を紙でもらうには、電子交付を断ることが必要です。